

医政地発 1121 第 1 号  
医政医発 1121 第 3 号  
健 健 発 1121 第 1 号  
薬生総発 1121 第 1 号  
子 母 発 1121 第 1 号

令和元年 11 月 21 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
厚生労働省医政局医事課長  
厚生労働省健康局健康課長  
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
厚生労働省子ども家庭局母子保健課長  
（ 公 印 省 略 ）

#### 緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する取組について（依頼）

「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改訂について」（令和元年 7 月 31 日付け医政発 0731 第 7 号厚生労働省医政局長通知）により、平成 31 年 1 月から開催した「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」（以下「検討会」という。）における結論を踏まえて改訂した「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（以下「指針」という。）の周知をお願いしたところである。

検討会においては、予期せぬ妊娠を防ぎたい女性において十分に緊急避妊薬が使用されていない現状について議論され、指針においては、例外的に、緊急避妊薬の処方について初診からオンライン診療で行うことを可能とした。ただし、対面診療の方がより迅速な内服が可能であること等から、適切に対面診療を受けやすい体制整備も行う必要がある。このため、オンライン診療を今後行う医師を対象とした緊急避妊に係る診療の研修を実施する予定である。

また、緊急避妊に係る対面診療が可能な産婦人科医療機関等の一覧の作成を別途依頼したところであり、ご協力をお願いしたい。

さらに、緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修を関係団体と協力して実施する予定であり、対応可能な薬剤師及び薬局についても一覧を作成することとしている。

性犯罪被害者等については、上記一覧を活用すること等により、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等を中心とし、警察等だけでなく、緊急避妊に係る診療が可能な医療機関との連携の向上が期待されるところである。

以上の取組により、緊急避妊薬の提供体制の充実が見込まれる。

これと並行して、様々な情報が溢れている現代においては、児童や生徒等が性に関する正しい知識を身につけることが不可欠である。母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」の中間評価報告書においても、性教育の重要性について指摘されており、産婦人科医や助産師等の専門家が深く関与することによって、より充実した内容になることが期待されるとされている。

貴職におかれてはこれらを踏まえた取組を進めるとともに、関係機関、関係団体等に対する周知徹底をお願いしたい。